

議案第32号

天理市母子医療費助成条例の一部改正について

天理市母子医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成23年6月10日提出

天理市長 南 佳 策

天理市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市母子医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例

第1条中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改める。

第2条を次のように改める。

（助成要件）

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 次のいずれかに該当する者

ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの

イ 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの又はこれに準ずる者（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

エ 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち対象児童

オ エに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子

(2) 天理市内に住所を有する者(天理市内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち天理市外に住所を有するものを含む。)

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者
第4条第1項第1号中「第2条第1号ア又はイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に、「児童で」を「対象児童で」に、「者の」を「ものの」に改め、同項第2号中「第2条第1号ア若しくはイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に、「第2条の4第4項」を「第2条の4第5項」に改め、同項第3号中「第1号の者」を「扶養者等」に、「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に、「同号の者」を「扶養者等」に、「者並びにこれら以外の者であって、第2条第1号ア若しくはイに該当する児童又は当該児童の同項」を「もの又はこれらの者以外の者であって第2条第1号ウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第877条第1項」に、「児童と」を「者と」に、「第2条の4第4項」を「第2条の4第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。